

第7 令和4年度以降のやまがた緑環境税制度と活用施策のあり方

1 やまがた緑環境税制度のあり方

(1) やまがた緑環境税の必要性

平成28年度の「やまがた緑環境税」の評価検証において、管理放棄され荒廃のおそれのある森林12万haのうち、県民生活に影響が大きい保全上重要な森林を対象に、平成29年度から令和8年度までの10年間で11,600haの整備目標を設定し、森林整備を実施してきました。

これまでの4年間（H29～R2）で、間伐等の森林整備を4,444ha実施してきましたが、この間、手入れがされなかった森林など新たに整備が必要となった森林が529ha増加しています。

このことから、管理放棄されている保全上重要な森林を山地災害防止や水源かん養など森林の有する公益的機能の高い森林に誘導するため、県民生活への影響や緊急性などを勘案しながら引き続き整備を優先的、重点的に進めていくことが必要となっています。

県民の意識調査では、個人・法人の約8割が令和4年度以降の「やまがた緑環境税」の継続に賛成しており、さらに、個人の約半数が荒廃森林の整備を「やまがた緑環境税」の重要な使途として認識しています。

個人・法人の森林に期待する機能については、災害防止や地球温暖化の防止、水源かん養など森林の有する公益的機能への期待が高い状況にあり、これらに応えるための森林整備が求められています。

また、市町村からの聞き取りでは、県内35市町村のうち30の市町村が荒廃森林の整備について支援の継続が必要であるとの回答をしています。

平成28年度の「やまがた緑環境税」の評価検証において、荒廃森林の整備と共に「やまがた緑環境税」を活用した森づくり活動などの参加者数を令和8年度までに70,000人と設定し、取組みを実施してきました。

これまでの4年間（H29～R2）で森づくり活動などへの参加者数は約65千人から約67千人と着実に増加しており、地域活動の活性化や子ども達の森林や自然環境の重要性に対する理解が深まるなど、森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成が図られてきました。

しかし、県民の意識調査では、県民みんなで支える森づくり活動への参加や協力に消極的な回答が多く、更なる意識の醸成を図る余地があると考えます。

このことから、森づくり活動や森林環境学習の取組みを通じて、引き続き県民みんなで支える森づくりを進め、意識の醸成を図っていくことが重要となっています。

このため、やまがた緑環境税条例に定められた「森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全などの公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策」を、県民の皆様の御理解と御協力のもと、やまがた森林ノミクス県民会議・やまがた緑環境税評価・検証委員会の御意見なども踏まえながら、これまでの対策を引き続き実施していくとともに、新たな課題や県民の皆様の御要望などに対応する施策を推進していくため、令和4年度以降もやまがた緑環境税を継続していくことが必要と考えます。

(2) 税額・税率

これまで森林整備を計画的かつ着実に進めてきたものの、県内には、未だ約12万haに及ぶ多くの荒廃のおそれのある森林が残されており、できるだけ効果的かつ短期間にその解消を進めていく必要があります。また、森林を県民みんなで守り育てる意識の醸成も未だ十分とは言えず、森づくり活動への支援や森林の重要性に関する普及啓発も継続していく必要があります。

県民の意識調査によれば、現行の税額・税率への賛成が、個人の約6割、法人の約5割、高いと感じている方は個人・法人ともに約1割程度となっており、現在の税負担が概ね県民や法人に受け入れられています。

このことから、令和4年度以降の税額・税率は、現行どおりの税額・税率を維持することが妥当と考えます。

2 やまがた緑環境税活用施策のあり方

(1) 施策の展開に関する基本方向

やまがた緑環境税の目的である「森林の有する県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全などの公益的機能の維持増進及び持続的な発揮に関する施策」を進めるためには、荒廃のおそれのある森林を整備するとともに、森林を県民みんなで守り育む意識の醸成を図っていく必要があります。

このため、引き続き以下の3つの施策を柱に、荒廃のおそれのある森林の早期解消と、県民一人ひとりが森づくりの重要性と森林の果たすべき役割を改めて認識できるような施策を展開していくことが必要になります。

ア 環境保全を重視した森林施策の展開

管理放棄された森林を公的整備によって環境保全機能の高い森林に誘導するとともに、環境に配慮した持続可能な森林管理につながる森林資源の利用や主伐後の再造林を促進し、森林の環境保全機能の持続的な発揮を図っていきます。

イ みどり豊かな森林環境づくりの推進

計画的かつ広がりのある活動などへの支援や県民参加の森づくりを支える体制を強化するとともに、野生動植物の生息・生育調査や生息環境の保全、野生動物の管理対策などにより自然環境保全対策を推進していきます。

ウ 豊かなみどりを守り育む意識の醸成

幅広い年齢層に対応した森林・自然環境学習などの取組みや、木材に対する親しみや木の文化への理解を深める「やまがた木育」を推進していきます。

また、森を守り、育て、暮らしに活かすみどりの循環を推進するとともに、特に認知度が低い若者や子育て世代をターゲットとしたみどりを育む意識の醸成に向けた取組みを強化していきます。

(2) 施策の展開方向

I 環境保全を重視した森林施策の展開	
施策の展開方向：環境保全を重視した森林整備の推進 ○荒廃のおそれのある人工林や活力が低下している里山林の森林整備を推進 ○計画的な間伐の実施や間伐材等の搬出のための路網整備の強化 ○税を活用した森林整備による公益的機能の維持増進についてPRを強化	
事業名	内容
荒廃森林緊急整備事業 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・山地災害の防止や水源かん養のほか、地球温暖化防止など森林の有する公益的機能の適切な発揮を図るための森林整備を実施します。【継続】 ・松くい虫やナラ枯れ、気象による被害を受けた里山林の整備、景観保全や人と野生動物との緩衝のための森林整備を実施します。【継続】 ・道路沿いなど目につきやすい整備箇所において、森林整備により公益的機能の維持増進が図られていることをPRします。【継続】 ・市町村が森林経営管理制度に基づく経営管理権を設定する森林については、当事業の対象地から除外します。【要件追加】
施策の展開方向：森林資源の循環利用の促進 ○森林資源の循環利用に向けて、主伐後の再造林への支援を強化 ○森林資源の循環利用を一層図ることで、計画的な間伐を推進していくため、間伐材や林地残材の搬出利用の取組みを支援 ○ナラ枯れなどの被害林を伐採、搬出することで、害虫駆除と森林資源の循環利用を促進	
事業名	内容
森林資源再生事業 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の有する公益的機能の持続的発揮と森林資源の循環利用に不可欠な再造林に要する経費の一部を支援します。【継続】
森林資源循環利用促進事業 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・間伐材等を、ラミナ（集成材）、合板等用材やチップ、ペレット等の木質バイオマス燃料として利用するための搬出等を支援します。【継続】
広葉樹林健全化促進事業 【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・ナラ枯れ被害林を含むナラ林を伐採し、チップ等への活用に併せ、害虫の駆除とナラ林の若返りを図るため、搬出及び作業道の設置を支援します。【継続】

II みどり豊かな森林環境づくりの推進	
施策の展開方向：県民参加の森づくりの推進 ○地域住民や市町村、企業等が行う計画的かつ広がりのある活動や地域と連携して行う森づくり活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の実情に応じた「市町村里山アクションプラン」事業の推進 【継続】 ・「絆の森」企業等による交流会の開催 【拡充】 ○県民参加の森づくりを支える支援体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における森づくり活動への支援 【継続】 	
事業名	内容

みどり豊かな森林環境づくり推進事業【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民や市町村、NPO等がそれぞれの地域課題に沿って取り組む森づくり活動等を支援します。
やまがた絆の森づくり推進事業【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・企業と地域の連携による森林の保全・活用と里山の活性化に向けた取組みを支援します。 ・企業等を対象にした交流会の開催により、新規企業の参入を推進するとともに、自主的に活動できる企業を増やします。【拡充】
森づくりサポート体制推進事業【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・コロナ禍における森づくり活動の方法についての普及啓発を含む、地域住民や市町村、企業による森づくり活動を総合的に支援します。
施策の展開方向：自然環境保全対策の推進 ○自然生態系の保全対策を強化 <ul style="list-style-type: none"> ・自然環境や希少野生生物に関するモニタリングや保全対策の強化【拡充】 ○野生動物の管理体制等を強化 <ul style="list-style-type: none"> ・大型野生動物の生息状況調査や野生動物管理対策の担い手の確保・育成【拡充】 	
生物多様性戦略推進事業【継続、拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ・自然環境現況調査や希少野生生物の生息・生育状況調査を行い、生息・生育環境の保全を推進します。【継続】 ・森林生態系被害把握のための食害等のモニタリング調査を実施していきます。【拡充】 ・貴重な森林資源の更新手法を検討していきます。【拡充】
鳥獣管理推進事業【継続、拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ・他県で大きな森林被害を及ぼしている大型野生動物の生息状況調査等を実施します。【継続】 ・ニホンジカの生息域拡大に応じた管理体制の強化【拡充】
野生鳥獣捕獲体制強化支援事業【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・ニホンジカなどの野生動物による森林被害に的確に対応できるよう新たな調査方法を実施するとともに、野生動物管理対策の担い手の確保・育成を図っていきます。【継続】
大型野生鳥獣等野生復帰事業【継続】	<ul style="list-style-type: none"> ・森林被害防止のためのわな猟による目的外で捕獲された大型鳥獣や傷病等で救護された大型鳥獣等の野生復帰に向けた総合的な治療や訓練、移送、放鳥獣等を行います。【継続】

Ⅲ 豊かなみどりを守り育む意識の醸成

施策の展開方向：森林・自然環境学習の推進

○幅広い年齢層に対応した森林・自然環境学習等「やまがた木育」の推進

- ・各県民の森を木育拠点として機能を強化【拡充】
- ・森の案内人や木育指導者等の人材の養成を推進【継続】

事業名	内容
やまがた木育推進事業【拡充】	<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児からお年寄りまで幅広い年齢層に対し、森や自然の大切さを学び、森や木の文化を見つめなおす「やまがた木育」を推進します。 ・より活用しやすい森林環境学習教材の提供や森林に関する様々な情報の収集・提供を行っていきます。 ・「県民参加の森づくり」や「森林・自然環境学習」を充実させるため、森の案内人や木育指導者等の人材の養成を推進します。【継続】 ・各県民の森を木育拠点として位置付け機能の拡充を行い、木育体験イベントの開催、地域産材を活かした木製品等や木育キットを活用することで、森や木に触れる機会の増加を図ります。【拡充】

施策の展開方向：みどりを育む意識の醸成

○森を守り、育て、暮らしに活かすみどりの循環の推進

- ・「植樹」活動を通じた記憶に残る取組みの推進【見直し】

○みどりを育む意識の醸成

- ・ターゲットを明確にした効果的な普及・啓発【見直し】

事業名	内容
みどりの循環県民活動推進事業【見直し】	<ul style="list-style-type: none">・植栽や手入れなど、森を守り、育て、暮らしに活かすみどりの循環システムを体験できるイベントなどの開催を行っていきます。・地元の木を地元で活用する取組みや生活に活かせる木工品の作製、木工体験など木を使う活動を推進します。・SNS等の積極的活用や事業実施主体と連携した普及啓発を推進するとともに、県・市町村では各地域のやまがた緑環境税活用事業のPRを積極的に行っていきます。・年間をおとした植樹活動の展開をしていきます。・やまがた森の感謝祭を、従来の「式典型」から森林内での本格的な「植樹」を中心とした体験型に転換し、緑の少年団など参加者の記憶に残る取組みにしていきます。【見直し】・森の感謝祭などのイベント会場（2年目以降）は、森林体験活動や森林環境学習の場として活用するなど、緑の少年団等のみどりを育む意識の醸成を図ります。【見直し】・ターゲットを明確にした効果的な普及・啓発による認知度の向上【拡充】
<p>施策の展開方向：やまがた緑環境税評価・検証委員会の開催</p> <p>○やまがた緑環境税の評価・検証及び県民への一層の周知【継続】</p>	

3 やまがた緑環境税活用施策の目標設定

前回の見直し（平成 28）において策定した平成 29 年度から令和 8 年度までの 10 カ年の目標については、継続するものとします。なお、前回の見直し時における 3 つの基本方向の目標設定の考え方は下記のとおりになります。

(1) 環境保全を重視した森林施策の展開

平成 19 年度から平成 28 年度までの 10 カ年において、公有林や保安林以外で荒廃のおそれのある森林約 132,000ha を対象に 11,600ha の目標面積を設定し、県民生活に影響が大きく保全上重要で緊急度の高い森林 11,836ha の整備を行ってきたほか、平成 23 年度の検討以降、治山事業の対象とならない保安林や景観が悪化した森林などで緊急に整備が必要な森林の追加的な整備 1,475ha を行い、合計で 13,311ha の森林整備を実施してきました。

この間、さらに他事業で間伐などを実施した森林がある一方で、新たに整備が必要となった森林などがあり、平成 28 年時点で未だ荒廃のおそれのある森林が約 120,000ha 残されていると推定されます。

以上の状況を踏まえ、引き続きこれまで整備対象としてきた森林の整備を実施する必要があることから、現在の目標値と同じ 11,600ha の森林整備面積を目標に設定します。

(2) みどり豊かな森林環境づくりの推進

やまがた緑環境税を活用した森づくり活動など（森林・自然環境学習や森林資源の利活用などを含む）への参加者数を目標として設定し、引き続き令和 8 年度のやまがた緑環境税を活用した森づくり活動などへの参加者数の目標を 70,000 人とします。

(3) 豊かなみどりを守り育む意識の醸成

やまがた緑環境税の認知度は、令和 2 年度に実施した県政アンケートでは 33.5%となっており、平成 27 年度の前回調査時の認知度 45.1%から 11.6 ポイント低下しました。

やまがた緑環境税による取組みを進める上で、税の趣旨や税収の用途など、制度全体の仕組みを県民にさらに周知し認知度を向上させる必要があることを踏まえ、引き続き県民の半数以上からやまがた緑環境税を認知していただくこととし、50%の認知度を目標とします。

令和4年度～

「やまがた緑環境税」施策体系

I 環境保全を重視した森林施策の展開

環境保全を重視した
森林整備の推進

- 荒廃のおそれのある人工林や活力が低下している里山林の整備
 - ・ **令和8年度までは現在の事業スキームを継続**
(ただし、市町村が「森林経営管理制度」に基づく経営管理権を設定する森林は対象から除外)

森林資源の循環利用の促進

- 森林資源の循環利用に向けた主伐後の再造林の推進
- 森林資源の循環利用を一層図ることで、計画的な間伐を推進していくため、間伐材や林地残材の搬出利用の取組みを支援
- ナラ枯れ等の被害林を伐採、搬出することで、害虫駆除と森林資源の循環利用を促進

II みどり豊かな森林環境づくりの推進

県民参加の森づくりの推進

- 地域住民や市町村、企業等が行う計画的かつ広がりのある活動や地域と連携して行う森づくり活動の推進
 - ・ **「絆の森」企業等による交流会の開催**
 - ・ **新型コロナウイルス禍における森づくり活動への支援**
- 県民参加の森づくりを支える支援体制の充実

自然環境保全対策の推進

- 野生動植物生息・生育調査の充実や希少野生生物の生息環境保全等の推進
 - ・ **ニホンジカの生息域拡大に応じた管理体制の強化**
 - ・ **森林生態系被害把握のための食害等のモニタリング調査の本格実施**
 - ・ **貴重な森林資源の更新手法の検討**
- 野生動物管理対策の担い手となる人材の確保・育成等の推進

III 豊かなみどりを守り育む意識の醸成

森林・自然環境学習等の推進

- 幅広い年齢層に対応した森林・自然環境学習等「やまがた木育」の推進
 - ・ **「やまがた木育」の充実**
 - ◇ **各県民の森を木育拠点として機能を強化**
木育体験イベントの開催など木育機会の創出
 - ◇ **人材養成**
木育指導者や森の案内人等の人材の養成

みどりを育む意識の醸成

- 森を守り、育て、暮らしに活かすみどりの循環の推進
 - ・ **やまがた森の感謝祭のリニューアル**
 - ◇ **【植樹】式典型から植樹を中心とした体験型へ転換**
 - ◇ **【交流】「絆の森」企業等による交流会の開催(再掲)**
 - ◇ **【環境】植樹地を森林環境学習のフィールド等として活用**
 - ・ **年間をとおした植樹活動の展開**
- みどりを育む意識の醸成
 - ・ **ターゲットを明確にした効果的な普及・啓発**

やまがた緑環境税の
評価・検証等

- やまがた緑環境税の評価・検証及び県民への一層の周知